

絵で見る技術的基準

平成29年5月19日 那覇市 都市計画課

※ 注意事項 ※

本書は駐車場法における路外駐車場の設置について、技術的基準を示したものですが、下記の点に留意し、ご利用ください。

- ・ 本書に記載されている各項目は、駐車場法、駐車場法施行令、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー新法）、並びに移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（以下、バリアフリー新法(省令)）に定める構造基準を抜粋し、図示したものです。
- ・ 本書は技術的基準の解釈を補助する目的で作成したものであり、駐車場を設置する際は、必ず関連法令を確認してください。

目 次

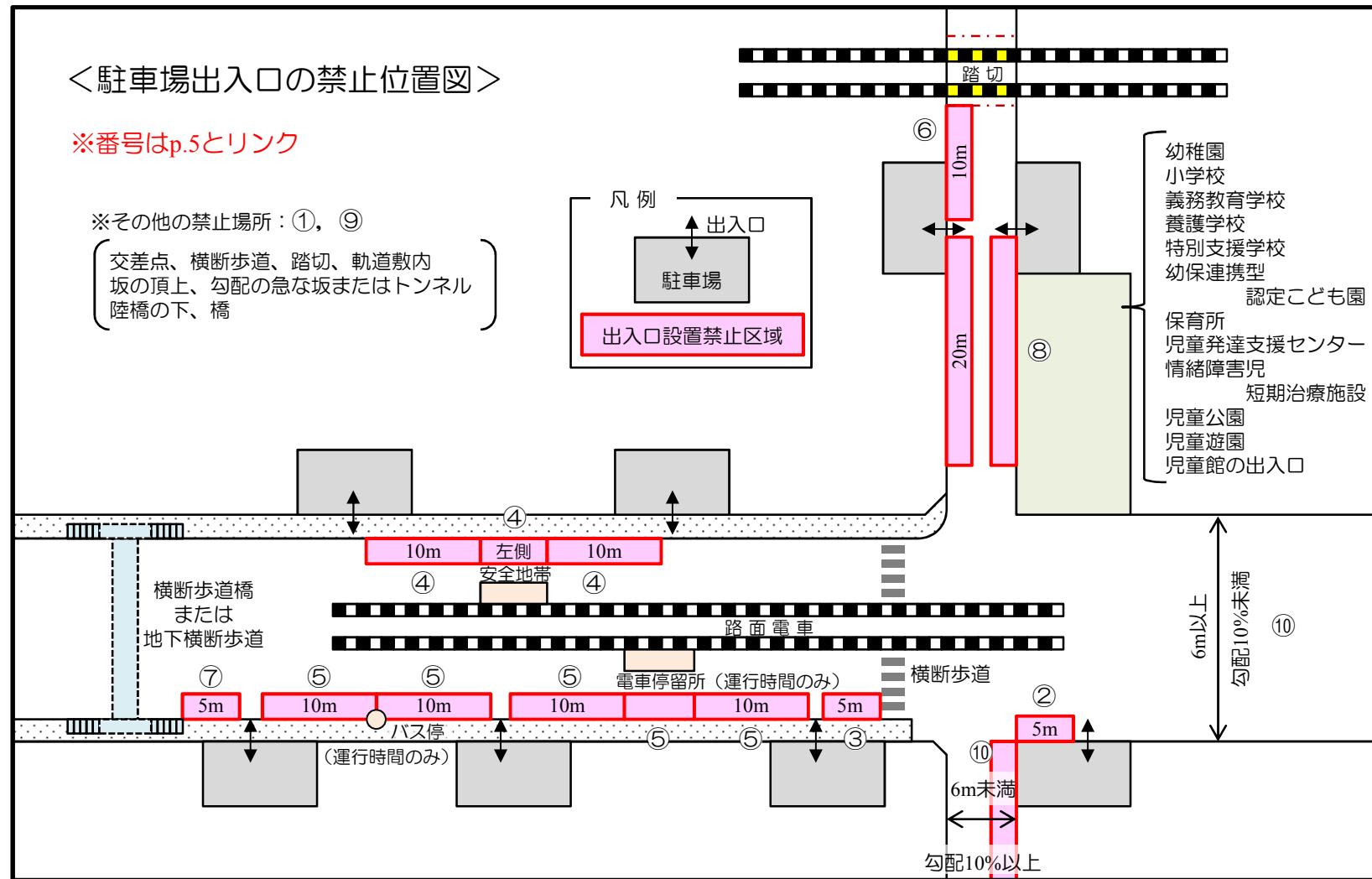
| <関連法令> | |
|--|--|
| 1. 駐車場の出入口設置に係る技術的基準 ・細目 | — p. 4 — p. 5 |
| 2. その他の出入口に関する技術的基準 ・前面道路が2つ以上ある場合 ・面積が6,000m ² 以上の場合 ・出入口の回転を容易にする必要がある場合 ・出口の視界確保 ・車路の幅員 | — p.13 — p.14 — p.15 — p.16 — p.17 |
| 3. 建築物である駐車場における技術的基準 ・はり下高さの確保（車路／車室） ・屈曲部の内のり半径 ・換気能力 | — p.18 — p.19 — p.20 |
| 4. 「車いす使用者駐車施設」及び「路外駐車場移動円滑化経路」に関すること | — p.21 |

道路交通法
(一部)

駐車場法
施行令

バリアフリー
新法

1. 駐車場の出入口設置に係る技術的基準



図：ぎょうせい発行「駐車場法解説」p.60を参考に作成

駐車場法施行令 第7条

道路交通法 第44条

1. 駐車場の出入口設置に係る技術的基準（出入口設置禁止箇所）

| | <細目> | <関連法令> |
|--|---------|--------|
| ① 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂道またはトンネル | (省略) | |
| ② 交差点の側端又は道路のまがり角から5m以内の部分 | — p. 6 | |
| ③ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ5m以内の部分 | — p. 7 | |
| ④ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分 | — p. 8 | |
| ⑤ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標識又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分 | — p. 9 | |
| ⑥ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分 | (省略) | |
| ⑦ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5m以内の道路の部分 | — p. 10 | |
| ⑧ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園または児童館の出入口から20m以内の道路部分 | — p. 11 | |
| ⑨ 陸橋の下、橋、トンネル | (省略) | |
| ⑩ 幅員6メートル未満の道路又は横断勾配が10%を超える道路 | — p. 12 | |

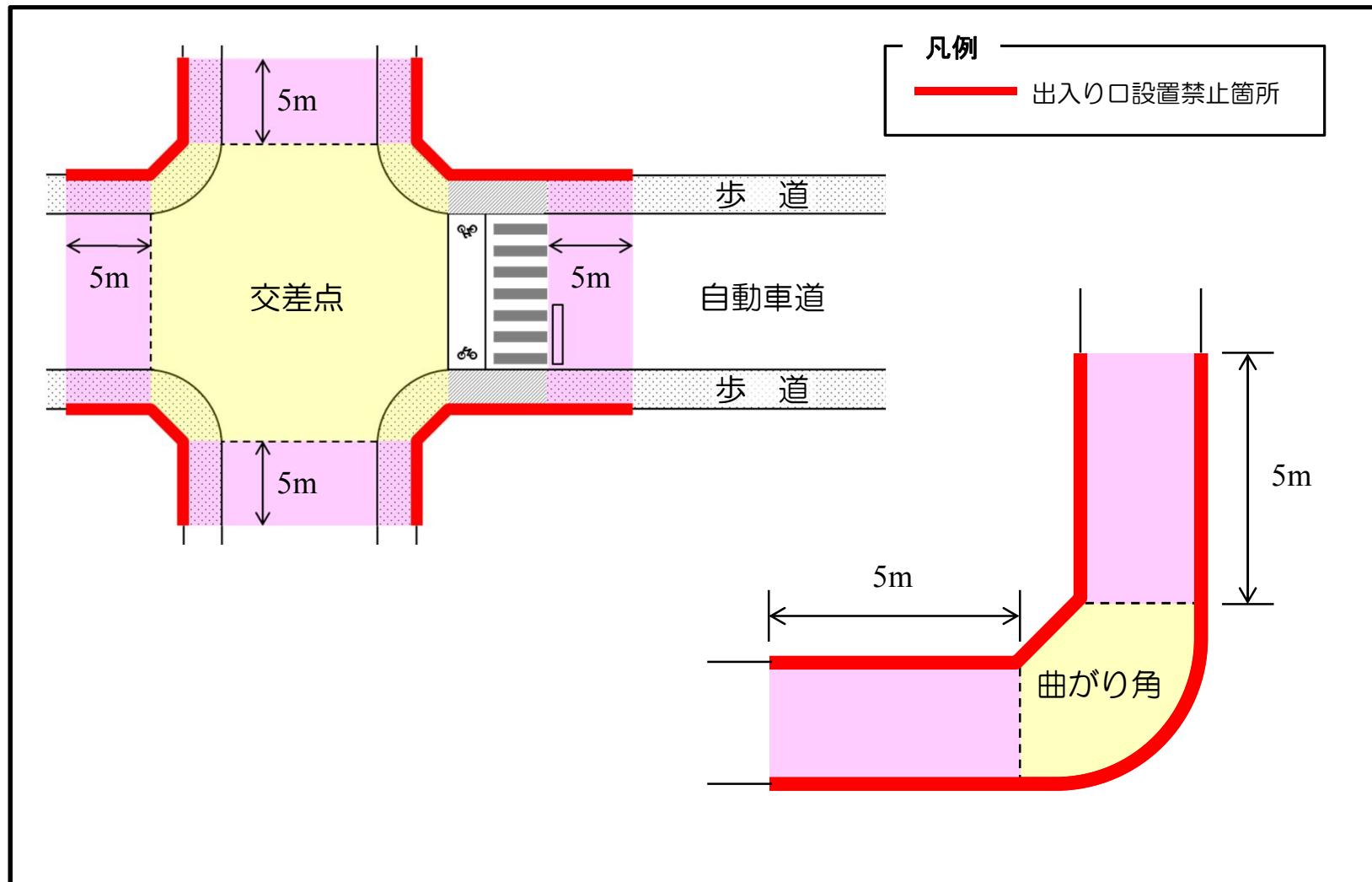
道路交通法
第44条

駐車場法
施行令
第7条

駐車場法施行令 第7条

道路交通法 第44条

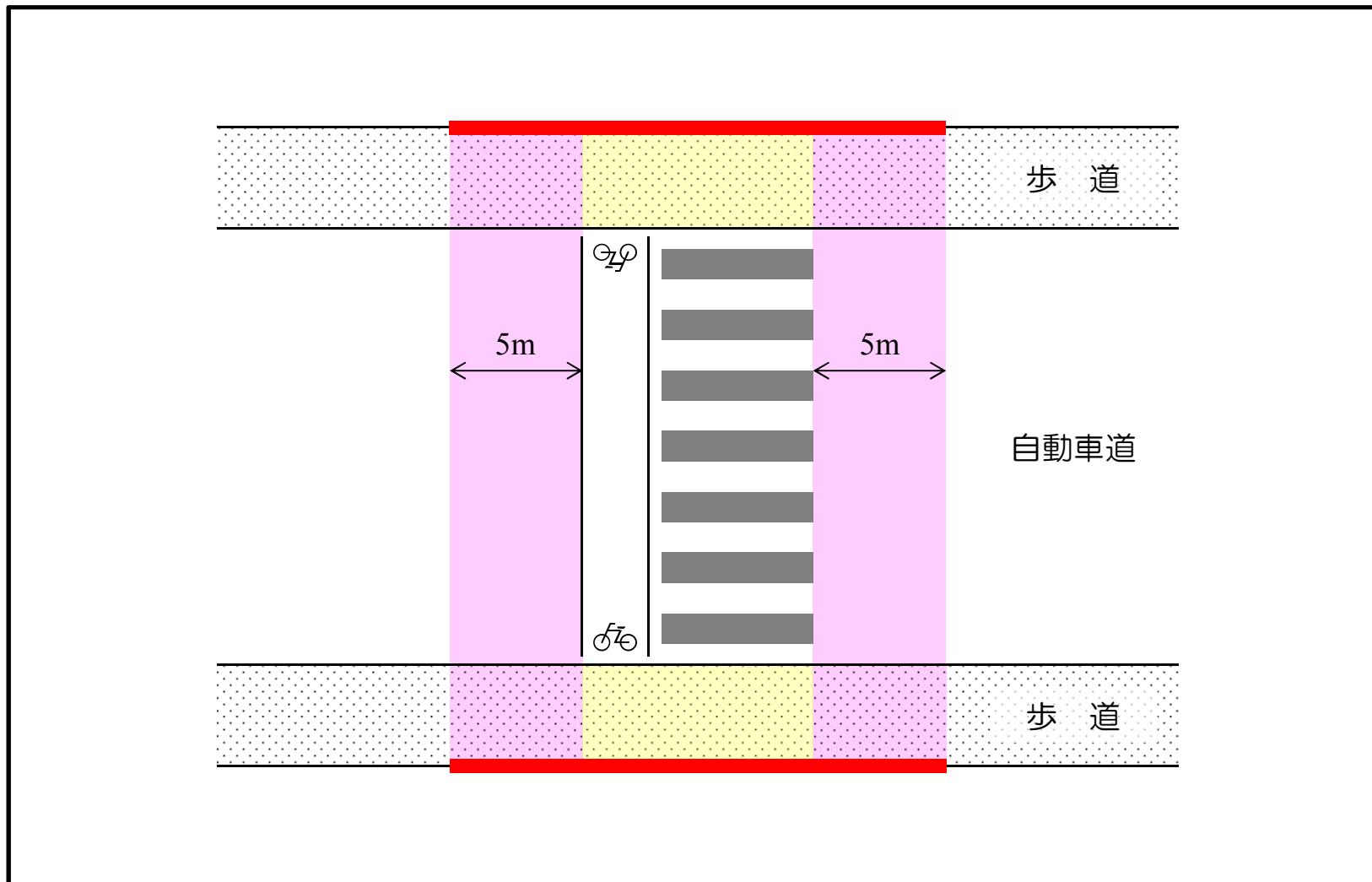
1. ② 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分



駐車場法施行令 第7条 第1項 第1号 イ

道路交通法 第44条 第2項

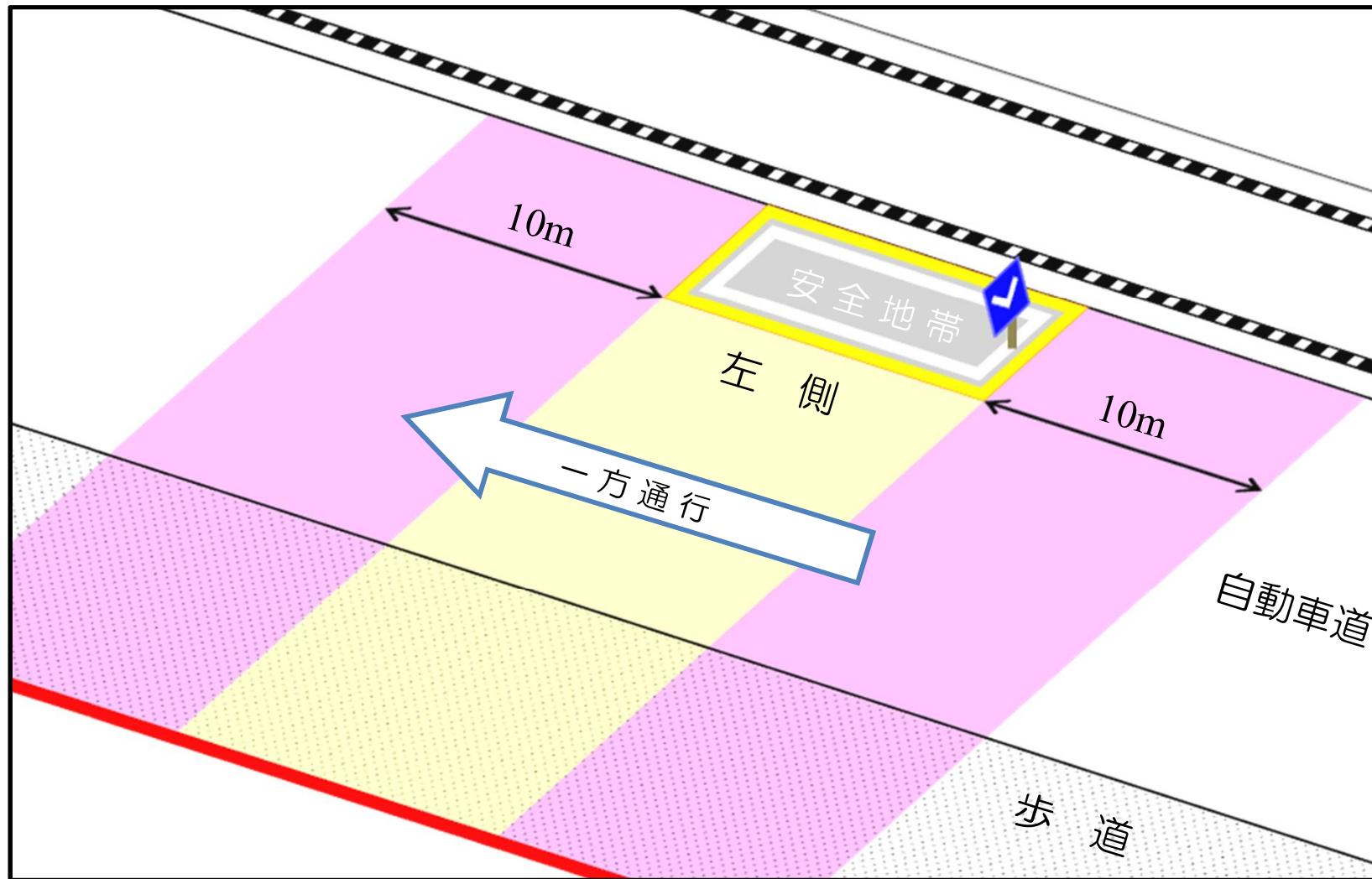
1. ③ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ5m以内の部分



駐車場法施行令 第7条 第1項 第1号 イ

道路交通法 第44条 第3項

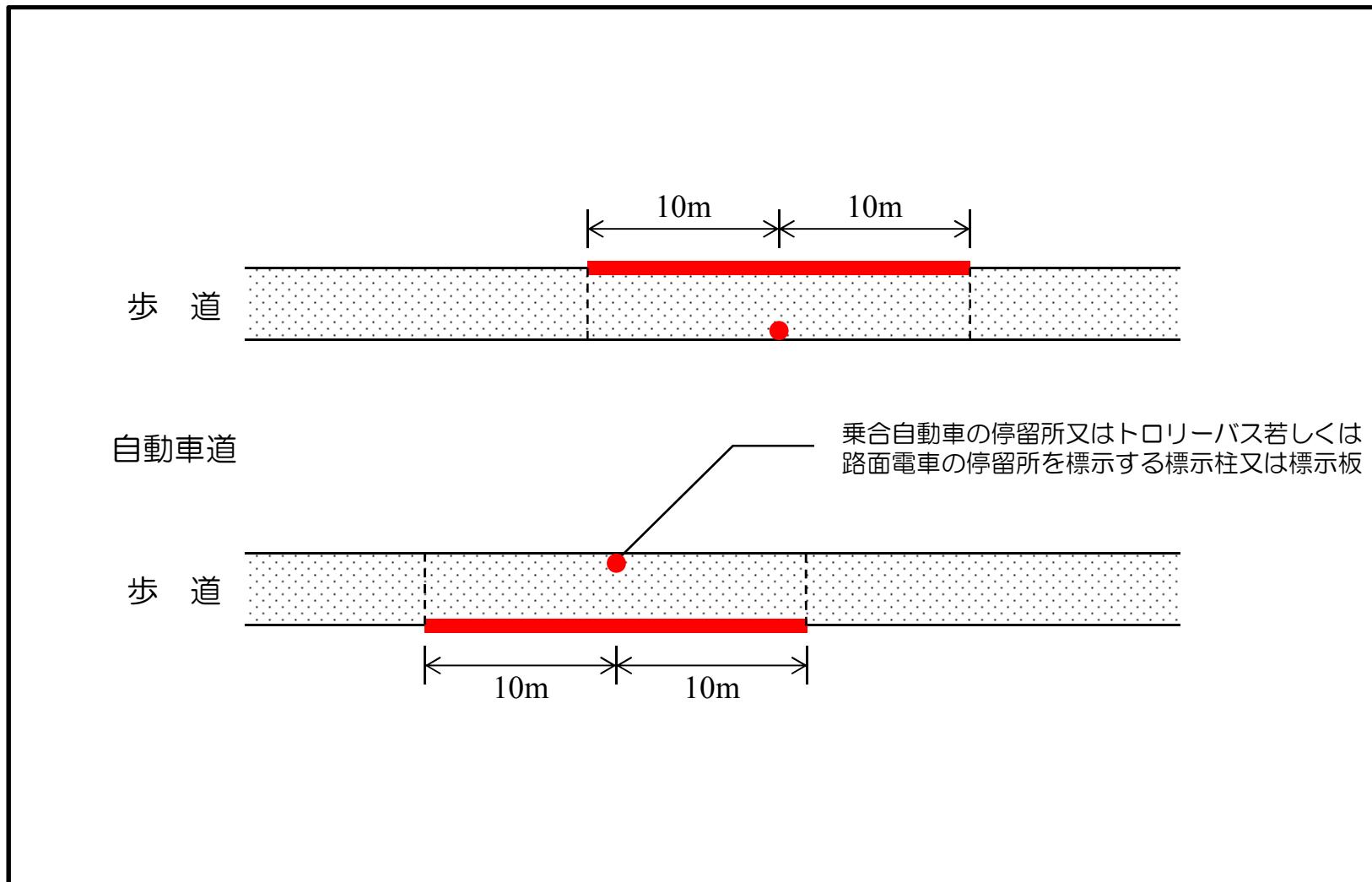
1. ④ 安全地帯の左側の部分及び前後側端からそれぞれ10m以内の部分



駐車場法施行令 第7条 第1項 第1号 イ

道路交通法 第44条 第4項

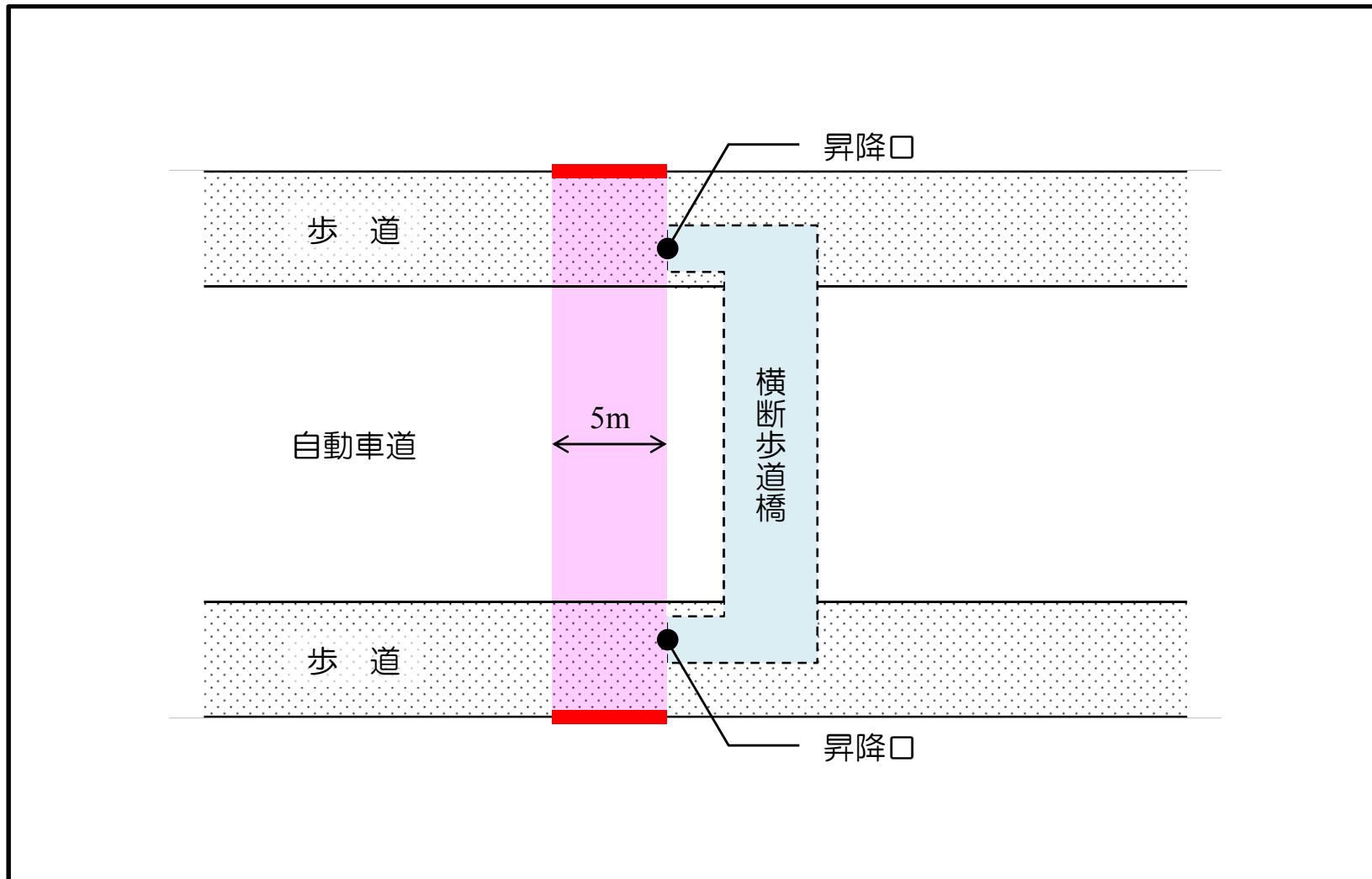
1. ⑤ バス（路面電車）の停留所、標示柱、標示板から前後10m以内の部分



駐車場法施行令 第7条 第1項 第1号 イ

道路交通法 第44条 第5項

1. ⑦ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5m以内の道路

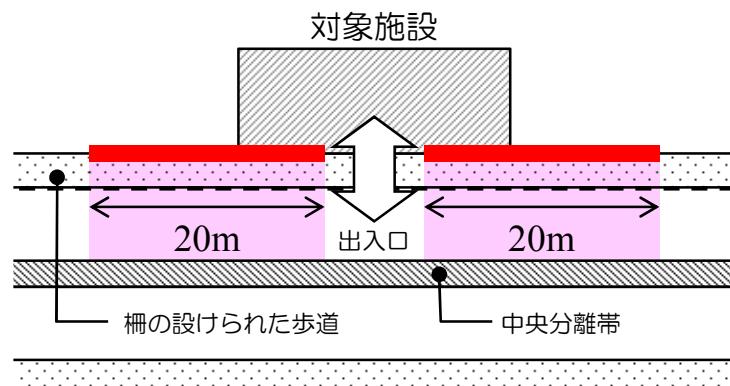


1. ⑧ 小学校、特別支援学校等の施設出入口から20m以内の道路部分

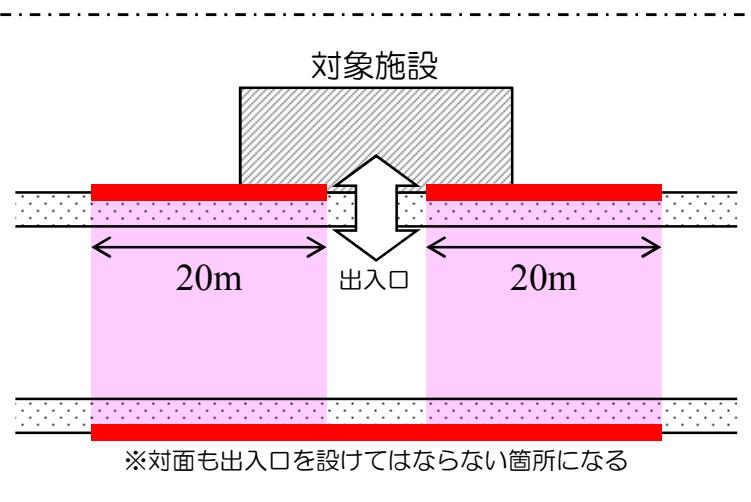
対象施設

幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館

柵の設けられた歩道を有する場合、または歩道を有し、かつ中央分離帯を有する場合



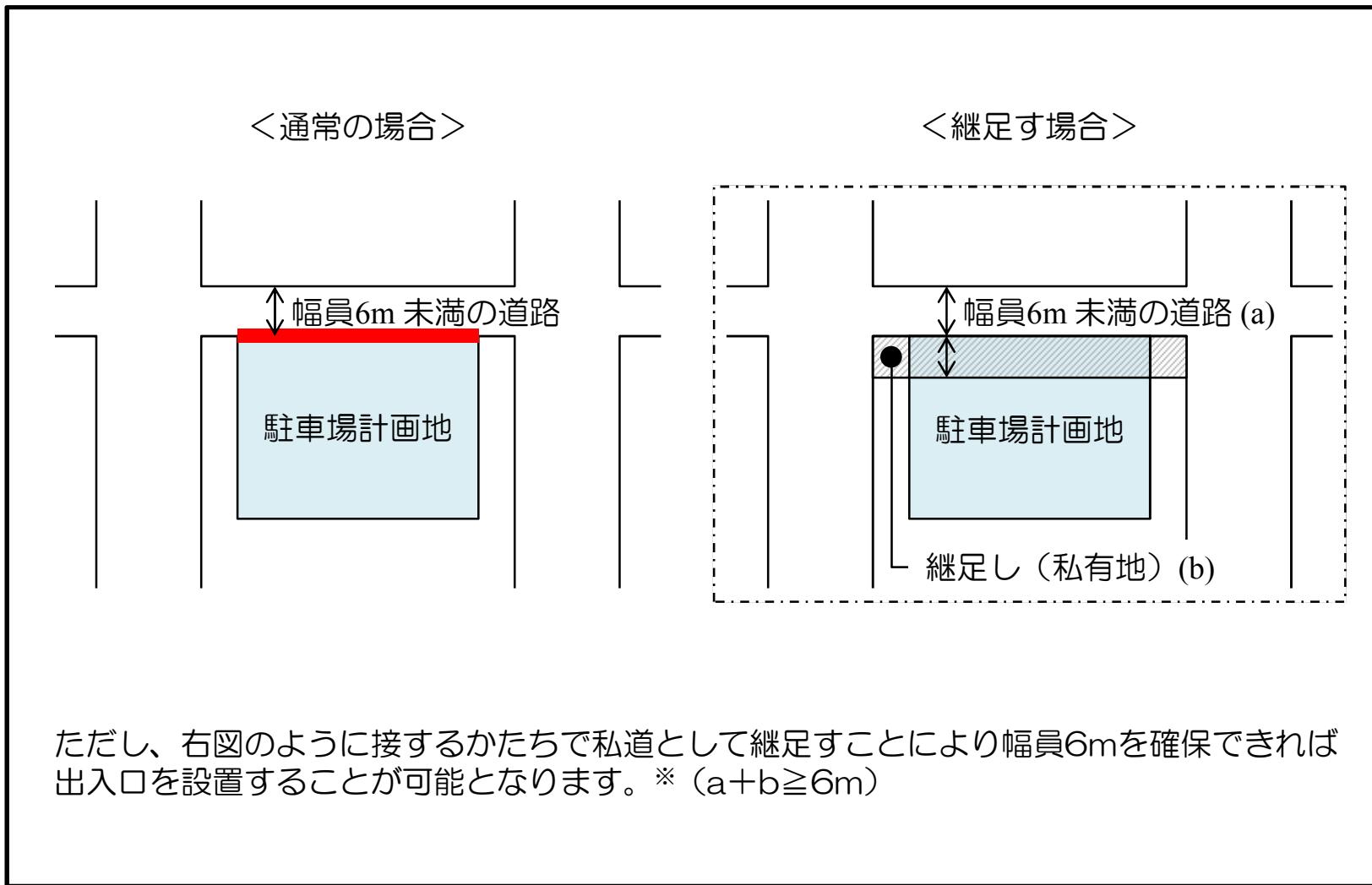
それ以外の場合



ただし、出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び出入口に接する歩道を有し、かつ、中央分離帯を有する道路以外の道路にあっては、出入口の反対側及びその左右20m以内の道路も含みます。

駐車場法施行令 第7条 第1項 第1号 ハ

1. ⑩ 幅員6m未満の道路

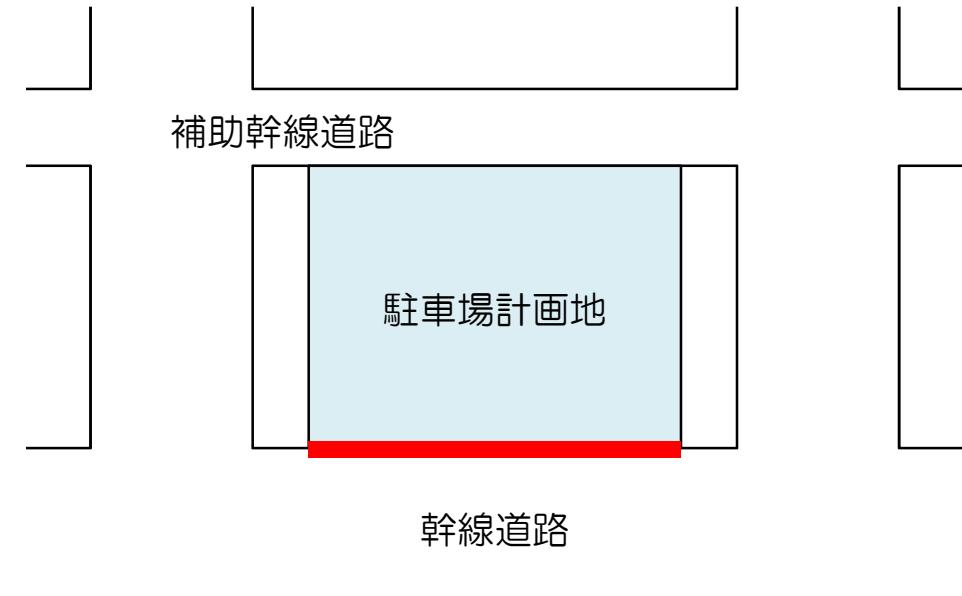


※この考え方は駐車場法解説（改訂版）Q&Aに記載。

駐車場法施行令 第7条 第1項 第1号 木

2. その他の出入口に関する技術的基準

路外駐車場の前面道路が二つ以上ある場合、歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れのあるとき、その他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼす恐れの少ない道路に設けることとされています。

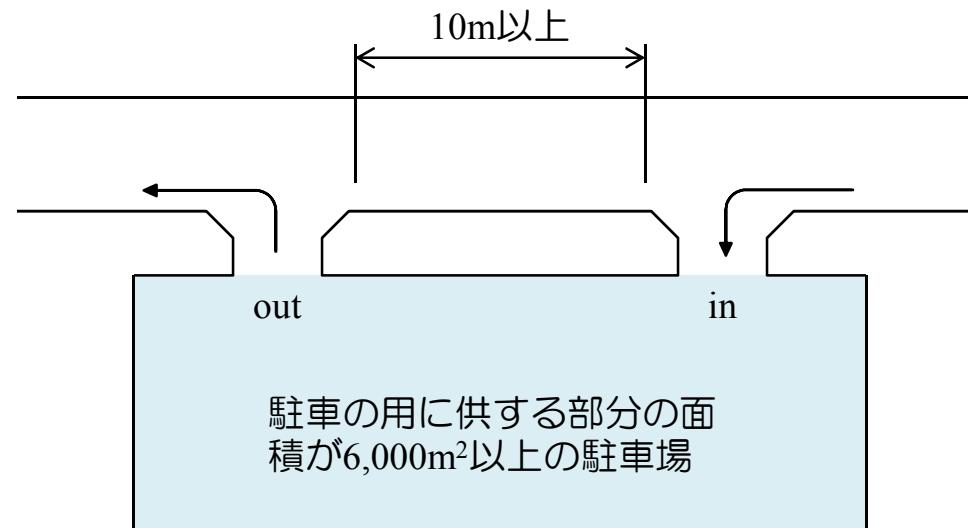


図：ぎょうせい発行「駐車場法解説」p.62を参考に作成

駐車場法施行令 第7条 第1項 第2号

2. その他の出入口に関する技術的基準

駐車の用に供する部分の面積が $6,000\text{m}^2$ 以上の路外駐車場にあっては、前面道路に中央分離帯等の設置により左右の交通が分断されている場合を除き、出口と入口とを分離した構造とし、かつそれらの間隔を道路に沿って 10m 以上とすることとされています。



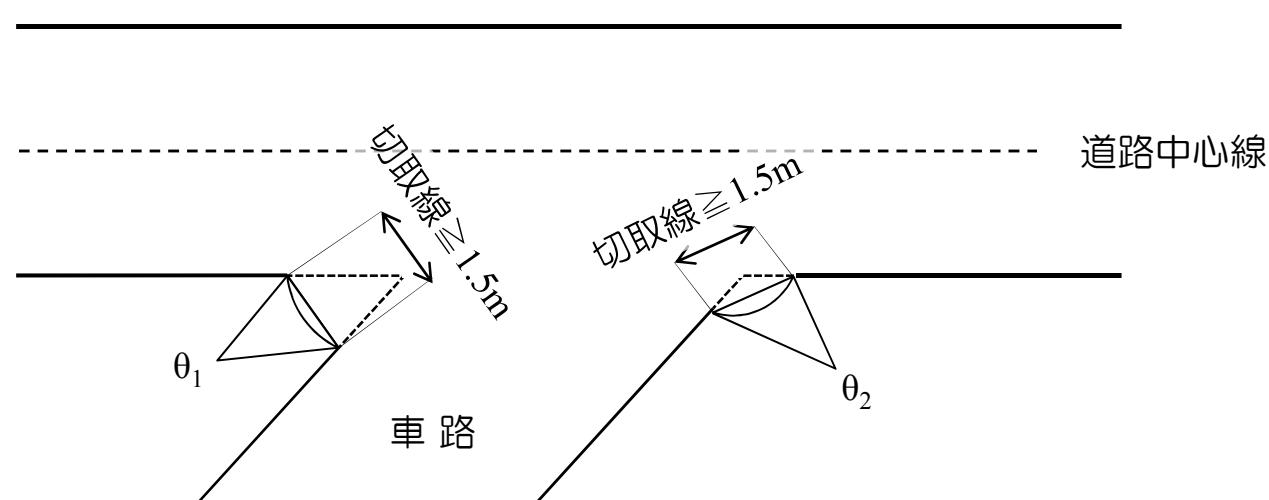
前面道路の左右への交通が分断されている場合は出入口を分離した構造にしなくとも
かまいません。

図：ぎょうせい発行「駐車場法解説」p.62を参考に作成

駐車場法施行令 第7条 第1項 第3号

2. その他の出入口に関する技術的基準

自動車の出入口において、回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすることとされています。この場合において、切り取り線と自動車の車路との角度及び切り取り線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは1.5m以上とすることとされています。



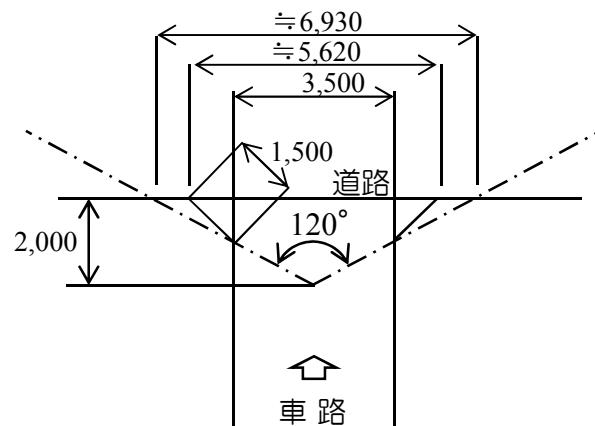
図：ぎょうせい発行「駐車場法解説」p.63を参考に作成

駐車場法施行令 第7条 第1項 第4号

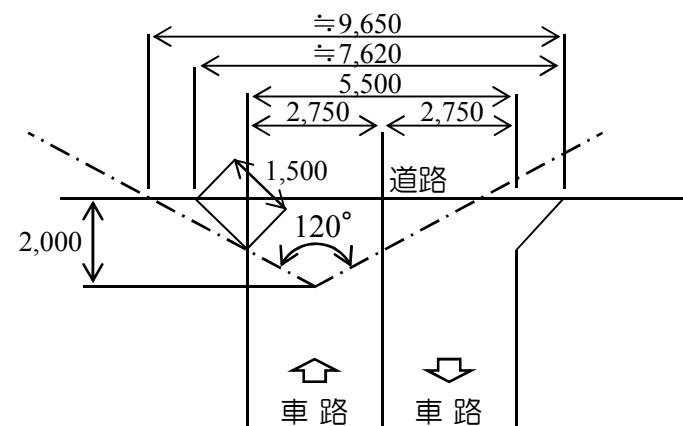
2. その他の出入口に関する技術的基準

出口から2m【1.3m】後退した車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上見渡せ、歩行者等を視認できることとされています。
 （【】は、自動二輪車専用駐車場の場合）

＜一方通行の場合＞



＜相互通行の場合＞



単位：mm

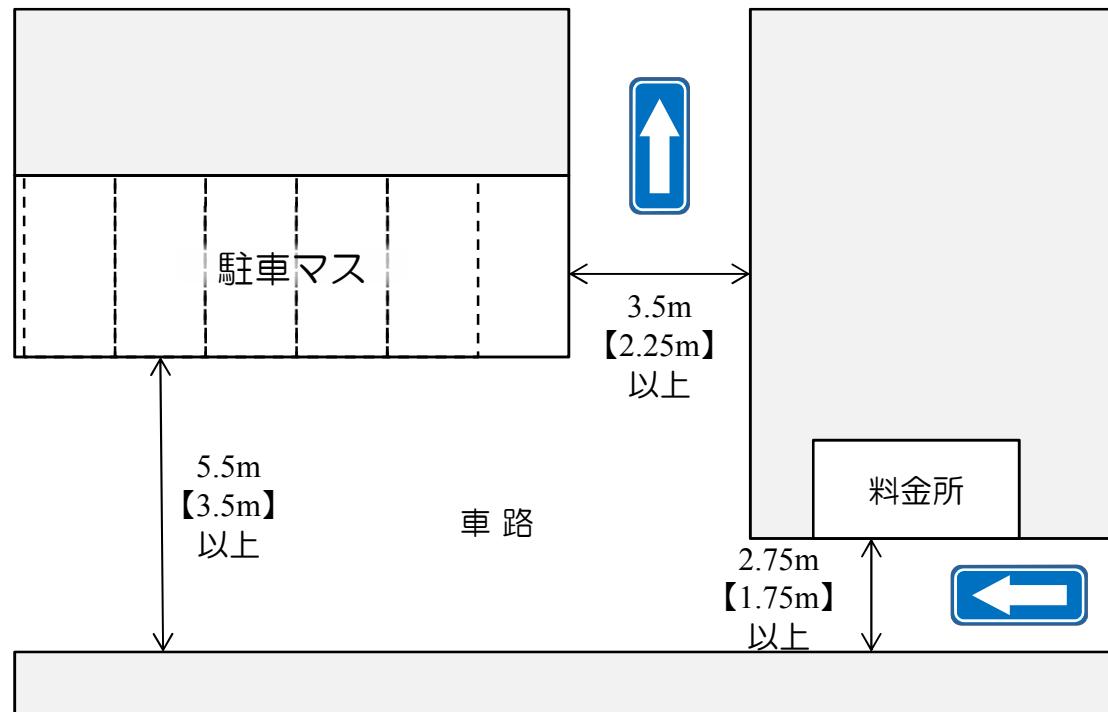
※ 図は自動車駐車場の場合

図：ぎょうせい発行「駐車場法解説」p.63を参考に作成

駐車場法施行令 第7条 第1項 第5号

2. その他の出入口に関する技術的基準

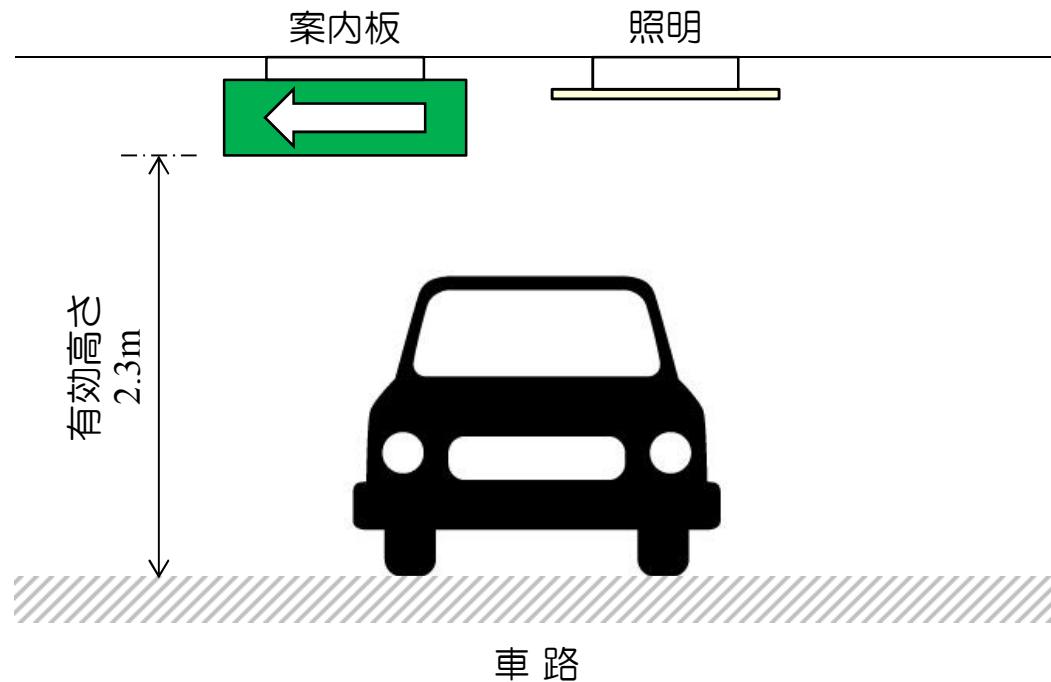
自動車の車路の幅員5.5m【3.5m】以上を確保しなければなりません。ただし、一方通行の車路にあたっては3.5m【2.25m】以上とし、駐車料金の徴収施設が設置され、歩行路を兼用しない箇所については2.75m【1.75m】以上確保しなければならないとされています。
（【】は、自動二輪車専用駐車場の場合）



駐車場法施行令 第8条 第2項

3. 建築物である駐車場における技術的基準

はり下の高さは車路では2.3m以上、車室（駐車マス上）では2.1m以上であることとされています。



※ はり下の高さとは建築設備（標識・照明等）も含みます。

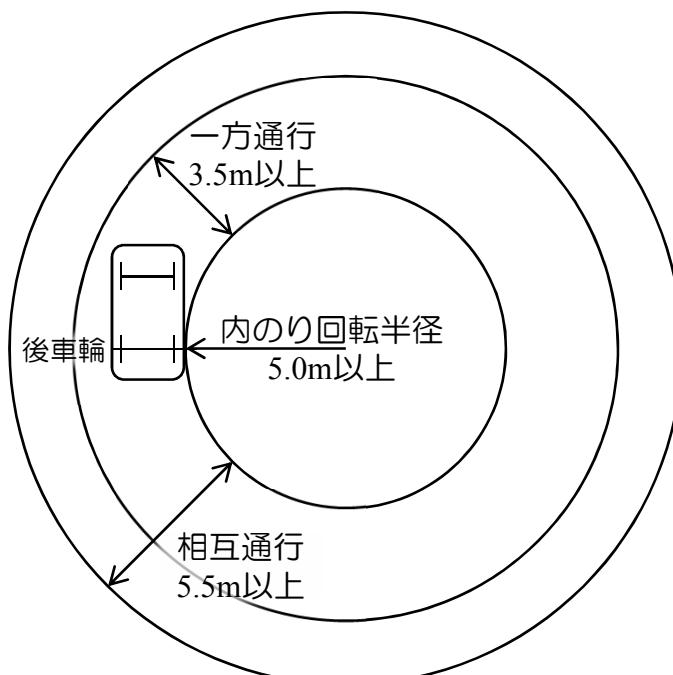
図：ぎょうせい発行「駐車場法解説」p.65を参考に作成

駐車場法施行令 第8条 第3項 イ 及び 第9条

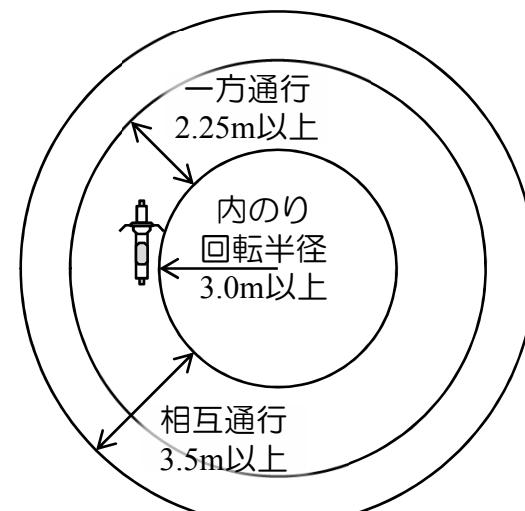
3. 建築物である駐車場における技術的基準

屈曲部は内のり半径を5m【3m】以上確保する必要があります。
（□は、自動二輪車専用駐車場の場合）

＜通常の場合＞



＜自動二輪車専用駐車場の場合＞



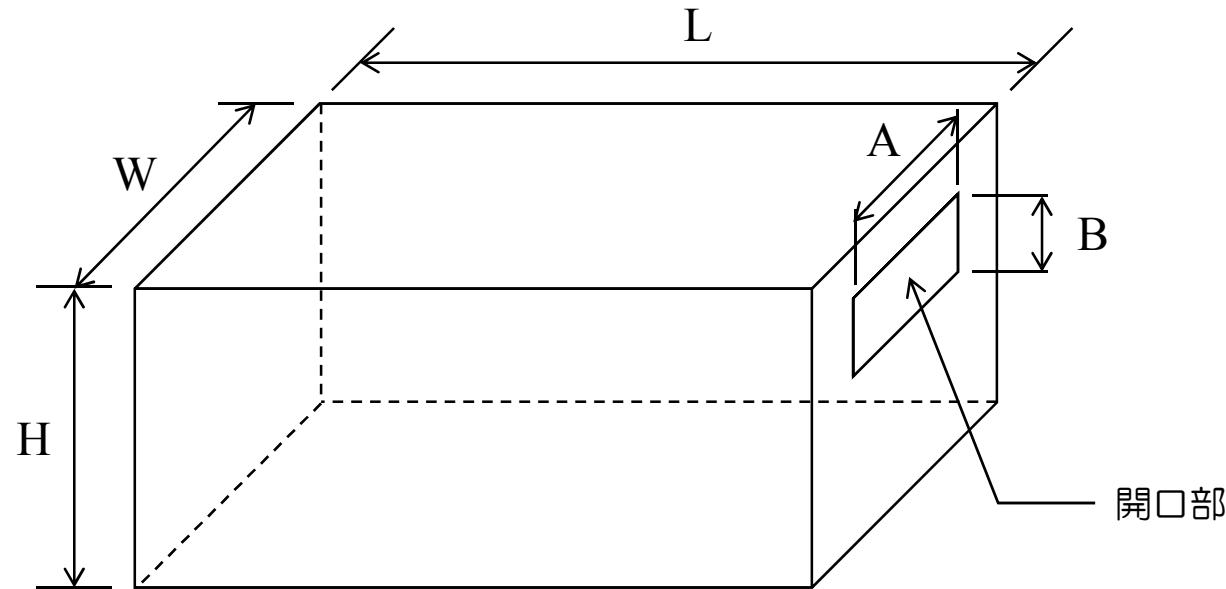
※車路の幅員については p.18 参照

図：ぎょうせい発行「駐車場法解説」p.65を参考に作成

駐車場法施行令 第8条 第3項 □

3. 建築物である駐車場における技術的基準

内部の空気を床面積1 m²につき毎時14 m³以上直接外気と交換する能力がある装置を設けなければなりません。（窓その他の開口部の面積が、その階の床面積の10分の1以上である場合はこの限りではありません。）



換気能力は以下の値以上とする必要があります。

- 機械換気の場合：必要排気量(V) $V \geq 14 \times W \times L$ ※1時間あたり
- 自然換気の場合：開口部面積($A \times B$) $A \times B \geq (W \times L) / 10$

図：ぎょうせい発行「駐車場法解説」p.67を参考に作成

4. 「車いす使用者駐車施設」 及び「路外駐車場移動等円滑化経路」に関すること

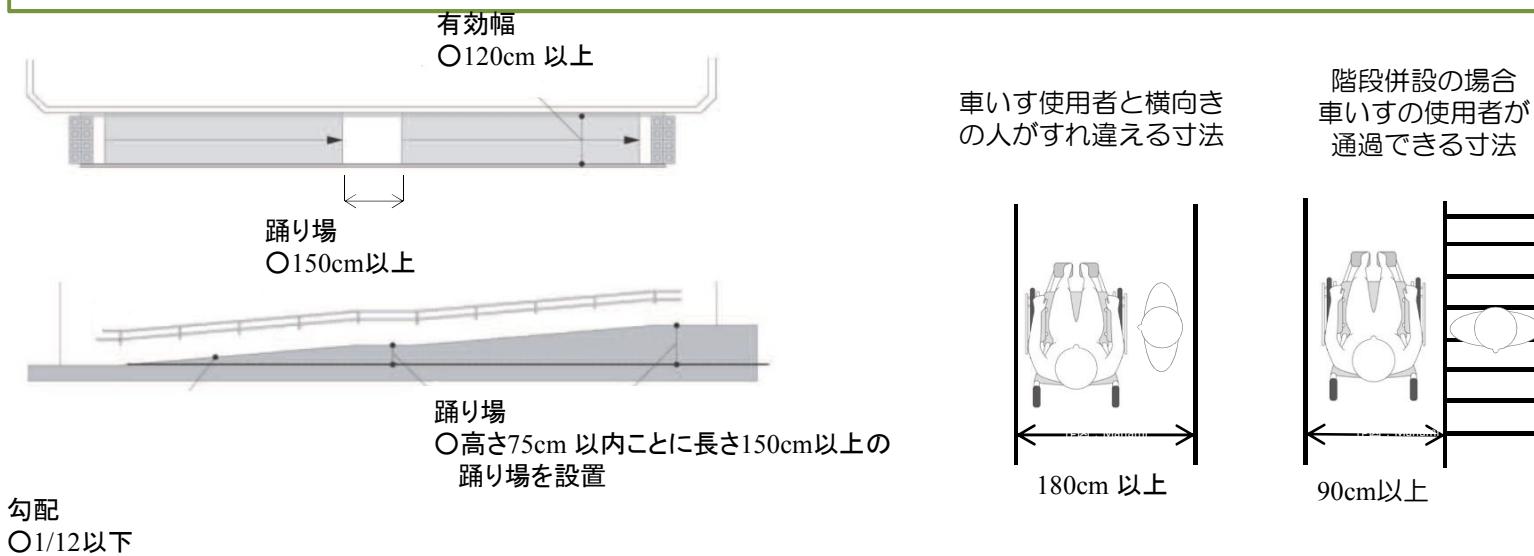
- ・車いす使用者駐車施設及び移動等円滑化経路を1以上設けなければなりません。
- ・駐車マスの幅は350cm以上確保する必要があります。
- ・車いす使用者駐車施設であることを表示する必要があります。
- ・移動等円滑化経路の長さが短くなる位置で車いす使用者駐車施設を設置する必要があります。
- ・移動等円滑経路上には段差を設けてはいけません。



バリアフリー新法（省令）第2条 及び 第3条

5. 「車いす使用者駐車施設」 及び「路外駐車場移動等円滑化経路」に関すること

- ・スロープの幅員は120cm【90cm】以上確保する必要があります。（【】は階段併設の場合）
- ・勾配は1/12【1/8】を超えてはなりません。（【】は高低差が16cm以下の場合）
- ・高低差が75cmを超えるもの（勾配1/20を超えるもの）については高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けなければなりません。
- ・勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けなければなりません。



図：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
(国土交通省) 参照

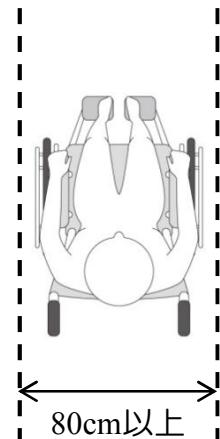
バリアフリー新法（省令）第3条

6. 「車いす使用者駐車施設」 及び「路外駐車場移動等円滑化経路」に関すること

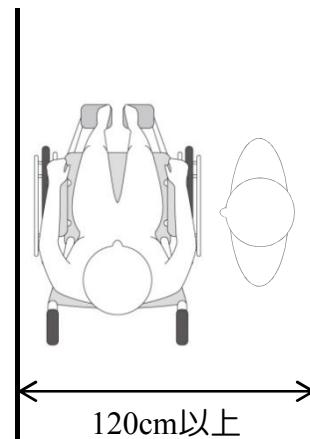
以下のことについてご確認ください。

- ・出入口の幅は80cm以上か
- ・通路の幅は120cm以上か
- ・50m以内ごとに車いすの回転に支障がない場所を設けているか。

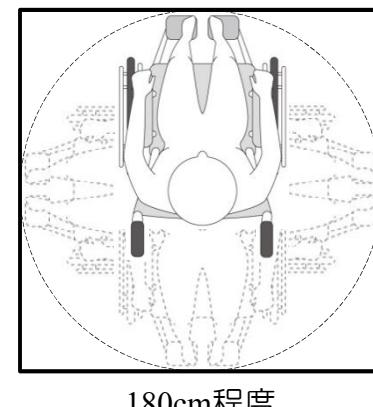
車いすの使用者が
通過できる寸法



車いす使用者と横向き
の人がすれ違える寸法



車いすが回転可能な寸法



※沖縄県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル参照

バリアフリー新法（省令）第3条